

令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和6年2月15日(木) 13時30分から14時30分まで

2 場 所 浜田市役所 4階 講堂 AB

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

12名

(2) 欠席者

5名

4 事務局

〔健康福祉部〕	健康福祉部長
〔健康福祉部保険年金課〕	保険年金課長、国保係長、賦課給付係長
〔健康福祉部健康医療対策課〕	健康医療対策課長、 健康増進担当課長、 地域医療担当課長、 地域医療対策係長
〔市民生活部税務課〕	税務課長、 収納係長
〔支所市民福祉課〕	金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、 弥栄市民福祉課長、三隅市民福祉課長

5 議題

(1) 報告事項

報告第1号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計決算について

報告第2号 令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

報告第3号 令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

(2) 協議事項

諮問第1号 令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案について

諮問第2号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

(3) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画

6 会議録

【令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 13時25分 開会】

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ご案内しております時間よりは少し早いですが、皆様お揃いですので、ただ今から、令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、保険年金課長と申します。どうぞよろしく願いいたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に皆様にお送りしている資料が4点ございます。議案、参考資料1、参考資料2、「令和5年度版 統計でみる島根の国保」となります。それから、本日机の上にお配りしてあります追加資料「3.健康課題を解決するための個別の保健事業」、それから「2月7日浜田市公売会を開催します。」となります。お手元にお持ちでない場合は、事務局からお配りしますので、お知らせください。皆様、お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方の出席状況について報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますので、ご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただいている委員様は5名で、全委員17名中12名のご出席でございます。

議案の左側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医薬、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、次第2番の市長挨拶でございます。本日、市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶申し上げます。

事務局

こんにちは。先ほどありましたように、市長が他の公務で出かけておりますので、市長の代わりに私の方でご挨拶申し上げます。

令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶

令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はご多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の運営協議会におきましては、令和6年3月浜田市議会に提出を予定しております令和5年度補正予算と令和6年度当初予算について、皆様に忌憚のないご意見を伺いたい

と考えております。

また、現在、令和6年度以降の第3期データヘルス計画の策定作業を進めているところです。この計画は6年に一度現計画の振り返りや次期計画の目標設定などについて策定されるものです。

国民健康保険を取り巻く状況といたしましては、団塊世代の後期高齢者移行、社会保険の適用拡大などにより、被保険者数が減少傾向にあるところですが、1人当たりの医療費は増加傾向となっております。

予算の内容につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月15日

浜田市長 久保田 章市

代読

事務局

続きまして、3番目の会長挨拶です。会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

皆様こんにちは。今年度2回目の国保運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。本来ですと2月15日は寒さの真っ最中となるところですが、今日は春を思わせるような暖かい天気でございます。皆様方におかれましては、何かとお忙しい中本日はお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の会議の内容は、国保事業勘定と直営診療施設勘定の前年度決算及び今年度補正予算の報告、それから新年度当初予算の審議をいただきます。そして令和6年度から令和11年度までの6年度間に係る第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の目標設定などに係る説明でございます。皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして実のある会議になりますようお願いいたします。会議の初めにご挨拶させていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、4番目、市長諮問でございます。

議案の3ページに諮問書がございます。

今回の諮問事項につきましては、

「令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」と、「令和6年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、5番目、議事録署名委員の指名でございますが、ここからの進行につきましては、会長をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

議事録署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。

公益代表から、委員。医薬代表から、委員。

お二人にお願いいたしますのでよろしく願いいたします。

続いて、議題に入らせていただきます。

令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計決算、令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼します。国保係長です。よろしく願いいたします。

それでは、失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

まず始めに議案の 5 ページ、6 ページをご覧ください。報告第 1 号です。

令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計決算をご報告いたします。

前年度の決算につきましては、昨年 5 月に開催しました第 1 回の運営協議会にて 4 月末時点の見込額をご報告いたしました。こちらには、事業勘定と直診勘定の決算確定額を掲載しております。

いずれも決算見込額と大きな差はございませんが、事業勘定について、報告後に入金確認された保険料収入があったことなどから、5 ページの一番下、収支差引額、つまり決算剰余金が見込額より約 740 万円多い 2,576 万 7,024 円となりました。

続きまして、議案の 7 ページをご覧ください。令和 5 年 9 月議会に上程し、可決いただいた報告第 2 号です。

今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご報告いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,582 万 5 千円を増額し、総額 54 億 7,952 万 2 千円としたものです。

内容は、昨年度の保険給付費に対する交付金についての給付費の確定に伴う精算、昨年度の決算剰余金についての浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条の規定に基づく 2 分の 1 以上の金額の積立実施、今年度の事業費納付金の決定に伴う調整です。

なお、直診勘定につきましては、第 1 号補正はございませんでした。

続きまして、議案の 8 ページをご覧ください。令和 5 年 12 月議会に上程し、可決いただいた報告第 3 号です。

今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご報告いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,802 万 8 千円を減額し、総額 54 億 6,149 万 4 千円としたものです。

内容は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整です。

続きまして議案の 9 ページをご覧ください。

直診勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳出歳入それぞれ 2,580 万 4 千円を減額し、総額 2 億 5,473 万 1 千円としたものです。

こちらの内容は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整です。

なお、補正予算につきましては昨年の 9 月議会及び 12 月議会にて提案し、成立していることをご報告いたします。

会長

報告事項として、令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計決算と令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の説明をいただきました。ご質問、ご意見があればよろしくお願い

いたします。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

会長

ご意見もないようですので、報告事項についてはよろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

それでは、諮問第1号、令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案の11ページをご覧ください。令和6年3月議会に上程する補正予算案です。

諮問第1号、令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、ご説明いたします。

事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,345万2千円を増額し、総額58億3,494万6千円とするものです。

内容は、保険給付費の調整、利子の積立に伴う調整、直営診療施設運営費の調整です。

保険給付費につきましては、当初予算編成時に、被保険者数の見込み、1人当たりの医療費の見込み、制度改正等を考慮し、県が算出した見込額とも擦り合わせを行った上で積算しているところですが、この度、見込額を大きく上回る金額となりました。これは県内共通の傾向であり、県の分析によりますと、コロナのための入院抑制により延期されていた手術を伴うような入院が5類に分類された後増加してきたこと、コロナによる受診抑制により特に高齢者が重症化して、受診をした時には一定程度重症化してしまっていること、前年度まで対コロナでの感染症対策の徹底により、他の感染症も合わせて抑えられていたが、コロナの5類への変更に伴い感染症対策の厳格さが緩和され、全体的に免疫力の低下していたところにインフルエンザなど感染症が蔓延したことなどが要因として考えられています。

なお、保険給付費はすべて県からの交付金で賄われるため、この補正により、保険料に直ちに影響を及ぼすことはありません。

以上が事業勘定の補正予算の概要でございます。

続きまして、直診勘定の補正予算案も私の方からご説明いたします。議案の12ページをご覧ください。

直診勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ664万4千円を減額し、総額2億4,807万7千円とするものです。

こちらは、主に医業費の医薬品衛生材料費が利用見込みを下回ったため、不用額の調整を行うものです。

以上が直診勘定の補正予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

諮問第 1 号につきまして、補正予算案の説明がございました。ご質問、ご意見があればよろしくお願ひいたします。

会長

ご質問もないようでございますので、補正予算についてはよろしいでしょうか。それでは、諮問第 1 号、令和 5 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案につきましては、提案どおり決定をいたします。よろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい。それでは、続いて諮問第 2 号、令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案の 13 ページをご覧ください。令和 6 年 3 月議会に上程する当初予算案です。

諮問第 2 号、令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、ご説明いたします。

事業勘定の令和 6 年度歳入歳出予算はそれぞれ総額 55 億 2,941 万 8 千円を計上しております。続いて 14 ページをご覧ください。直営診療施設勘定の令和 6 年度歳入歳出予算はそれぞれ総額 2 億 9,219 万 2 千円を計上しております。

次に 15 ページをご覧ください。令和 6 年度当初予算の編成概要を掲載しております。

次に 16 ページをご覧ください。事業勘定の概要になります。

令和 5 年度当初予算と比較して増額となった主な要因は、歳出における保険給付費が増額となったことです。

続きまして、17 ページをご覧ください。歳入について主なところをご説明いたします。

国民健康保険料 6 億 9,120 万 9 千円は、国保事業費納付金と納付金の対象となっていない経費を加えた額から、浜田市に直接入る予定の補助金などを除いた額を推計し、収納率を割り戻すことにより計上しています。なお、こちらは県の仮算定による事業費納付金により算出しており、本算定による令和 6 年度の保険料率は、5 月に予定しています。次回の運営協議会において諮問し、保険料率を確定することとなります。これまでの保険料率の推移及び財政調整基金の状況等につきましては、参考資料 1 の 3 ページから 8 ページに掲載しております。また後ほどごゆっくりご確認いただけたらと思います。

次に議案 18 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、災害やシステム改修等に係る臨時的な経費のみが対象となります。令和 5 年度、令和 6 年度ともに当初予算での計上はありません。

次に、下の県支出金です。保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、保険給付費の全額が交付されるもので、特別交付金は、市町村の特別事情や実績に応じて交付されるものです。

次に 19 ページをご覧ください。こちらに繰入金の内訳がございます。

保険料の軽減などの基盤安定制度、職員人件費や国保事務費、出産育児一時金の 2/3、財

政安定化支援事業といった法律に定められた繰入金のほか、国保被保険者のみに限定されない浜田市の政策的な繰入金として、独自に医療費助成を行うことによる国・県の補助金カット分、保健事業分、直営診療施設への運営費補助などを計上しております。

次に 20 ページをご覧ください。歳出につきましても主なところをご説明いたします。

総務費につきましては、大きな増減はございません。

下の保険給付費につきましては、島根県が推計した額を参考とし、浜田市が推計した額を予算計上しております。

前年度当初予算と比較して 9,262 万 3 千円という大きな増額となっておりますが、この増額理由は先ほどの 3 月補正の増額理由と同様です。

保険給付費につきましては、1 人あたりの医療費の資料として、本日お持ちいただいております「統計でみる島根の国保」の 7 ページ、8 ページをご覧ください。8 ページの島根県の地図が載っている令和 4 年度の実績において、浜田市は県内で 19 市町村中、上から 7 番目に高い数値となっております。また、参考資料 1 の 16 ページをご覧ください。こちらは、令和 5 年度上半期の一人あたり医療費の速報値であり、県内で 9 番目に高い状況でございます。

次に議案の 21 ページをご覧ください。

国保事業費納付金です。令和 5 年 11 月に、島根県から仮係数に基づく事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上しております。

なお、令和 6 年 1 月下旬に島根県から確定係数に基づく事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができなかつたため、令和 6 年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

納付金の計算方法についてご説明いたしますので、参考資料 2 をご覧ください。

ここでの数値はすべて確定係数に基づくものとなります。

参考資料 2 の 1 ページは、納付金の概況について 1 枚にまとめたものです。上の表の中央に「令和 6 年度 1 人当たり保険料収納必要額(A)」とありますが、これは標準保険料率により算出した医療分、支援金分、介護分の保険料を合計したものとなります。標準保険料率とは、県が市の歳出や歳入、被保険者数や所得の見込みを算出し、国が定めた方法に基づき算出した参考数値であり、令和 6 年度の浜田市の一人当たりの保険料がこのとおりになるというものではありません。

右の 2 ページは、一般被保険者の医療分について、納付金がどのように決まったかをまとめた図を掲載しております。

まず、島根県全体の保険給付費がいくらになるのかを推計した結果、約 484 億円となりましたので、そこから島根県に入る公費を除いた額が事業費納付金の算定基礎額約 110 億 9 千万円となります。その額を、医療費や所得水準、被保険者構成を基に市町村ごとの納付金に按分します。

参考資料 2 の 3 ページは一般被保険者の医療分について、納付金が決定するまで、また標準保険料率が算出されるまでを各ステップに分けて掲載しています。資料の中でマイナスとなっているものは納付金が減る要素、プラスとなっているものは納付金が増える要素であるとお考えください。

下の 4 ページの、一般被保険者の後期高齢者支援金分、また、1 枚捲っていただきまして 6 ページの介護納付金分につきましても、基本的には同様の考え方で事業費納付金が算出されていますが、医療分と異なる点がございます。県全体の事業費納付金を市町村ごとに按分する際、医療分のように、医療費水準の高い低いと納付金額の高い低いに影響しないようになっております。

それでは、議案の 21 ページに戻ります。下の保健事業につきましては、特定健康診査、特定保健指導事業に係る事業費、脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品利用促進などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しております。

各事業のうち、①の特定健診・保健指導事業につきましては、平成 30 年度から健診の自己負担を無料としており、令和 6 年度以降も当面この無料を続けていく予定です。この事業の予算額が前年度と比較して 118 万 1 千円の増額となっていることにつきまして、馬場委員様から事前にご質問を戴いております。この増額の主な要因は、令和 6 年度から浜田医療センターで実施する人間ドック及び脳ドックの際に特定保健指導対象者を即日指導するための判定料を計上していることによります。特定保健指導実施率向上に向けた取組みの一環としており、浜田医療センターでのドックの定員 440 名の殆どが特定健診の対象となる 40 歳以上の被保険者であることから、一定の成果を見込むことができると考えています。

②の保健衛生普及費につきましては、被保険者数の減少が見込まれているところですが、ドックの定員は縮小しておりません。引き続き積極的な受診を促してまいります。

また、③の医療費適正化事業につきましては、昨年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業として、医療機関とも協力しながら、対象となる方に対しての指導を進めてまいります。島根県の栄養士会といった地元の団体の協力をいただきつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取組みを続けます。

次に、22 ページをご覧ください。事業勘定の主な歳入歳出につきまして円グラフを載せております。

以上が、事業勘定の概要となります。

続きまして、直営診療施設勘定の概要についても私の方からご説明いたします。議案の 23 ページをご覧ください。

令和 6 年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ、総額 2 億 9,219 万 2 千円で、令和 5 年度の当初予算額と比較して、1,165 万 7 千円の増額となっております。増額となった主な要因は、歳出における総務費の増額によるものです。

歳入につきましては、診療収入および県支出金を減額とし、繰入金は増額としております。診療収入は令和 4 年度の実績からの推計であり、県支出金は、50 万円を超える医療機器購入に対しての県補助金ですが、来年度は機器更新を控えたことによる収入の減です。

歳出につきましては、総務費は増額としておりますが、医業費は減額としております。

続きまして、右の 24 ページをご覧ください。歳入、歳出について主なところをご説明いたします。始めに、歳入の診療収入につきまして、外来収入は、令和 4 年度の実績をもとに国民健康保険診療報酬及び後期高齢者医療保険診療の件数の減少傾向が続いていることから減額としております。その他の診療収入につきましても、健康診断等の減少傾向が続いていることから減額しております。

次に、主な歳出の内訳です。総務費の施設管理費につきまして、職員給与費は、給与改定を加味して増額としております。

施設管理事務費につきまして、弥栄診療所にて新たに電子カルテの導入を予定しており、その関連経費分が増額となっておりますが、一方で、来年度は新たな常勤医師の派遣を想定し、これまで医師不足を補うため見込んでおりました代診医の報償費を減額したことにより、全体では減額となっております。

会計年度任用職員報酬等につきましては、医師になって 3 年目から 5 年目で専門研修プロ

グラムを受けている専攻医の受け入れを年度の後半に予定しており、その予算を計上していることが主な増加要因です。

医業費につきましては、医薬衛生材料費において、患者が利用される酸素濃縮器等の医療機器のリース件数の増加により増額となっております。また、医療用機械器具費につきましては、先ほど申しましたように弥栄診療所にて電子カルテの導入に多額の経費がかかりますので、医療機器についての更新費用は、例年と比較して減額となっております。

診療所の運営につきましては、今後も定期的に診療所運営会議などを開催し、関係機関と連携しながら、安全で安心な医療が提供できるよう努めてまいります。

直営診療施設勘定の概要についての説明は、以上でございます。

会長

ただ今事務局の方から諮問第2号 令和6年度当初予算について詳細な説明がございました。皆様方から質疑、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員

被保険者代表です。以前にも質問したことがあります。資料を見ると、例えば17ページの令和5年度と6年度の滞納繰越分、ここに注目しています。どこを見ても内訳がはっきり出ていません。恐らく次の第1回の運営協議会で報告として上がってくると思いますが、この内訳を知りたいと思っています。今現在、5年度末で、滞納繰越分についての収納率がどのようになっているのか。それから、不納欠損分、3年度と4年度を比較すると約400万円減っています。不納欠損分については定義がありますよね。調べてみたのですが、例えば病気ですとか、お亡くなりになったですとか、失業とかで、時効が5年間ですよね。更に時効が中断されたら10年間延長がある。滞納繰越の内訳、あるいは不納欠損額の内訳を知りたいんです。なぜかと言うと、この不納欠損額あるいは滞納繰越分が増えると交付金に影響があるのか、もっと言うと保険料に影響してくるのか、これが大きくなると保険料が高くなるのか。ということになると、それはまずいですよね。交付金が減ることになると、それもまずい。だから収納率はやっぱり上げていく。不納欠損にならないようにすることは大変だとは思いますが、徴収の面で「時効の5年を入れておけばいつかは無くなる」といった感じで動くといくらでも増えますよね。3年度と4年度を比較すると約400万円減っているのは恐らく時効分だと思うんです。時効を含めてその中身について知りたいんです。その資料を是非とも次の第1回の運営協議会で、できれば数年に跨って、書類が5年保存だとすると元年度からできると思うので、元年度から出してもらって、それ以降は毎年度でいいですので、滞納繰越分の内訳、不納欠損額の内訳、これを是非とも出していただきたいと思ひまして、今日はそのことだけを目指してまいりました。よろしくお願ひいたします。

それとですね、もう1点、うちの旭自治区のことですが、旭と邑南町市木の境に上田医院があります。ここにはたくさんの方が行っておられます。私もその1人ですが、先生がどうやら邑南町に「9月で辞めるよ」ということを出されたみたいで、その書面の回覧が回って来ました。それに関して浜田市が関わりをもっておられるかわかりませんが、その辺りの話もできればお伺ひしたいと思います。

会長

はい、委員の方から今大きく2点質問がありましたけれども、今日のところで答えられる

ものについてよろしくお願ひいたします。

事務局

税務課長です。ご質問ありがとうございます。以前も不納欠損のことについては少しご質問いただいたことがあったと思います。それが多いのか少ないのかという話もしました。収納率の件は実は後でご説明しようと思っていました。委員さんからもご事前に質問いただいています。「統計でみる島根の国保」の5ページに収納率のことがありますので、それを踏まえて収納率については後ほど詳しくご説明させていただきます。

不納欠損について、細かい資料の提供は今ではできませんが、手持ちの資料で説明させていただきます。先ほどありましたように4年度と3年度を比べると不納欠損の額は減っています。ただし、2年度と比べると3年度はかなり多く、その時には逆に「なぜ多いのか」というご質問だったと思います。時効のことも言われましたけれど、国民健康保険料については時効は2年です。市税等は5年となっています。もちろん100%を目指してやるのですが、うっかり忘れから始まり、毎回300件以上の督促状が出ます。国保料は10期ありますので、年間で3,000件以上の督促状を発送しまして、それで納める方もかなりおられますけど、残念ながらいろいろな理由で納められないという方については電話催告等をしてしながら、時効にならないように納付していただけるように交渉します。それでも誠意が見られない方、約束を破られる方については、財産調査をした上で、預貯金が主流ですが、差押えをします。結構な件数をやっております、取り立ても100件以上やっています。それは取る方の目線でやった成果ですので、先ほど言われたように、残念ながら、生活困窮であったり、倒産、それから生活保護とか、どうしても納められないというものについては、法的な基準や取扱いに基づいて、いきなり時効とはならず、執行停止をかけて、滞納処分はその間はしません。でもその状況が変わらなければ、残念ながら2年経過した時には落とします、そういった積み重ねが年度によって現れ、令和4年度はたまたま970万円程度であったということです。

それから、滞納繰越額が一番の問題でして、令和3年度末までは1億円を超えていました。令和4年度は適正な不納欠損処理を行うことにより9,000万円台に落ちてきました。税務課で取り組んでいる方針としましては、まずは現年度分を徹底的に重視して督促、催告、電話等行いました。繰り越して残った不良債権については、時効止めだけでも入らないので、執行停止をかけた後に状況が変わらなければ不納欠損しております。これについては、国も県も、国保のアドバイザーからも「そういう風にしていきなさい。」と指導を受けていますので、決して金額が多いのが悪い訳ではなく、事務処理の成果が現れているとご理解いただくとありがたく思います。

資料については、また提供させていただくのですが、こういった資料を見られたかもしれません。これは監査委員の方から毎年、いろいろな歳入について私たちが聞き取りをされてどういった取組みをしたかということを取りまとめた意見書というのが市のホームページに出ていますので、そういったところをご覧になっていただくのも一つです。また、保険年金課と相談して取りまとめたものを皆さんにご提供したいと思います。ご心配いただいている「収納率が悪いといろいろなところに影響が出ているのではないか。」ということもありますけれども、県の方で国保運営方針というものを6年ごとに策定しております、また来年度から新しい基準が出ます。収納率何パーセント以上だとこのような補助金の該当となりますといったメニューもありますので、そういったものも確認しながら収納率の向上に努めたいと思っております。以上です。

事務局

すみません。今の補足になるのですが、委員さんが見られていたのはこの第1回議案、こちらに決算見込という形で滞納繰越分の収納率が出ております。今年の5月に第1回の運営協議会を開く予定となっており、保険料率を諮るのですが、その際に必ずこの資料を掲載しますので、また令和4年度と令和5年度の比較をお願いします。

会長

では、邑南町の件をお願いします。

事務局

はい、上田医院さんについてです。なかなか浜田市の方で邑南町にあります上田医院さんについていろいろ言える立場ではないのですが、旭の市木の方などいろいろな方が受診しておられまして、無くなると困られるということも了解しております。また、地元の自治会の方から2月26日に浜田市長の方に要望が出されるようになっておりますので、しっかり対応はしていきたいと思っています。ただ、まだ邑南町の方は、今後医療機関が無くなることについてどういう対応をするかを表明しておられませんので、地元の自治体と共同してやっていくということが主になります。浜田市としても支援をしていく方針ではありますけれども、当初予算には出しておりません。以上です。

事務局

はい、もう1点、すみません。滞納繰越分が多いと交付金や保険料に影響があるかということですが、影響はございません。以上です。

委員

はい、いいですか。

会長

どうぞ。

委員

いろいろ聞かせていただいてありがとうございました。要は、私は年度を並べて比較したいのが本音なんですね。その中で滞納繰越分もあり、不納欠損もあり、その表が見たいです。動きが見たいです。だから、保険料に影響がない、交付金にも影響がないということですので、そこは安心したところですが、私も被保険者代表なので他の方から説明を求められたときに知らないといけないので質問をしたのですが、近々自治会等の総会もありますので、そういう場で上田医院の話も出たりすると思うんですよ。そういうことがあるので伺いしてみました。

会長

それ以外にご意見ございませんでしょうか。
どうぞ。

委員

平成 30 年度から島根県も保険者となって市町村と一体となって進めているのですが、保険料も各市町村でバラつきがあって、いずれは統一、平準化があるかと思うのですが、全国的に見ると既に広島や東北もそういったことを進めておられると聞いているのですが、島根県の状況はどうでしょうか。

保険料が平準化されてしまうと、市町村の事務負担が少なくなるのではないかと思うのですが、島根県の考え方はどうなのでしょう。

それ 1 点です。お願いします。

事務局

実は、広域化といいまして、現在、県の主導で各市町村が会議を進めているんですけども、先ほど税務課長のが申しましたとおり、次期国保運営方針に「保険料を統一する」と載せるかどうか、大変議論いたしました。全市町村が首長に意見を確認して回答したのですが、「慎重に検討することが望ましい」との意見が多く、令和 6 年度からの時期国保運営方針の中間見直しとなる令和 8 年度に向けて各課題の整理・検討を行い、市町村間で合意できた事項を取りまとめ、中間見直しに反映させるということになりました。浜田市としましては、保険料の統一に向けて協議は続けて行きたいと思っています。以上です。

会長

よろしいでしょうか。それ以外にご質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら私から 1 点。5 年度の補正で、5 類移行の理由でいろいろ給付費が増えたという説明は理解したんですが、6 年度の当初予算で 5 年度の補正予算ほど給付費が伸びていないんですけど、その差は理由があるんですか。

事務局

被保険者数が減少傾向にあることによります。1 人あたりに換算すると上がるような予算としております。

会長

わかりました。この件について他にご意見ございませんでしょうか。

では、無いようでしたら諮問第 2 号、令和 6 年度国民健康保険特別会計当初予算案につきましては、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

続きまして、その他事項について、事務局からお願いします。

事務局

失礼します。賦課給付係長です。その他事項でございますが、議案の 26 ページをご覧ください。

令和 6 年度に予定されている国の制度改正に伴う市の条例改正について情報提供いたします。

まず 1 点目ですが、保険料賦課限度額の引き上げが行われます。来年度は後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げ、合計で 106 万円が賦課限度額となります。

2 点目に保険料軽減基準額の引き上げです。国民健康保険料は、所得状況により 1 人あたりにかかる均等割と 1 世帯あたりにかかる平等割を軽減しています。その軽減区分のうち 2 割軽減及び 5 割軽減の対象となる所得基準額を表のとおり引き上げることで、軽減対象世帯を拡充します。なお、軽減によって保険料収入が減る部分については、保険基盤安定繰入金で財政支援されます。

以上の 2 点を踏まえた条例改正を予定しています。なお、この改正は令和 6 年度分の保険料から適用します。

また、すでに今年度改正済みの事項ですが、保険料産前産後軽減を導入いたしました。こちらは、昨年 5 月の第 1 回運営協議会で概要だけ触れさせていただいておりましたが、正式に令和 6 年 1 月から、出産した被保険者に係る産前産後 4 か月分、双子以上の場合は 6 か月分の保険料所得割及び均等割を全額軽減する制度が導入されました。この軽減に係る費用は全額国・県・市で負担し、他の被保険者のみなさまの保険料には影響ないことになっております。

制度改正については以上です。

事務局

税務課長です。私から 2 点ほど、先ほどの件と関係しているところがあるかもしれませんが、収納率の関係と、今日チラシを 1 枚配らせていただいている浜田市の公売会についてお知らせをさせていただきます。

まず、お手元の「令和 5 年度版 統計でみる島根の国保」の 5 ページをお開き願います。こちらの下の方ですけれども、「(3) 保険者別保険料収納率（現年度）」について、保険者別の平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の現年分の収納率の推移が掲載されています。この上から 8 つ目までが 8 市の状況になっていまして、浜田市が 2 番目の段にあります。これを少し見てみますと、平成 30 年度は 8 市中 5 位でした。その後元年、2 年、3 年は 3 位まで上がりました。昨年度は初めて 1 位になりました。非常に限られた人員の中で頑張っておりますが、中々褒められることがないので、良いときには「良いです」と議会の方でも言いたいと思ったのですが、なかなか質問していただけて言う場な無く、監査に報告する際にその旨を伝えたら「非常に頑張っているね。この調子で頑張りなさい。」ということをお願いしたところなんです。ただ、それに甘んじているわけにはいかず、引き続き気を緩めることなく、今までの取組みが間違っていないんだということを担当職員一丸となってやっていると、先ほど質問があった中で、滞納繰越額、1 億は切ったものの、9 千万円以上のものであるのは変わりません。ですから、その回収に向けて、難しいものは先ほど申し上げたように執行停止し、状況が変わらなければ落とすということで、メリハリのある整理をこれからも心掛けていきたいと思っています。実は徴収だけ頑張っても駄目として、保険年金課の方が資格の管理、それから、保険料を決める作業もしております。それが正しく行われて、保険証も期限の短いものを発行したり、滞納している方に還付金があれば返さずに未納額に充てるといった作業を日々行っている中でのこういった数字だということをお伝えさせていただきたくて説明させていただきました。

もう 1 点が公売会のチラシの方です。実は明後日土曜日、浜田まちづくりセンターで浜田市独自の公売会を 10 年ぶりに実施することにしています。県の東部では毎年のように共同公売会を行ってまして、昨年松江の方に参加してきました。ノウハウがないので、共同公売

会やインターネット公売には参加していましたが、今回初めて単独でやろうということで県と一緒に取り組むところです。この公売会をするまでに検索に10件以上入っています。その対象者の中には、国保料の滞納の方もおられました。丁度こういったタイミングでしたので、こういうことをやりながら滞納整理しているということをお伝えさせていただきます。もしお時間が許せば覗いていただけたら、参加していただくこともできます。まだまだ十分ではありませんが、いろいろなご意見を伺いながら公平公正なものでないといけないところを念頭に置いて取り組んでいきたいと思っています。昨日から本庁、金城支所でも確定申告が始まり、これから税務課は忙しい時期になりましたけれども、各課と連携しながらやっていきたいと思っておりますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。私の方からは以上です。

会長

はい、収納率についてお疲れ様でした。その他事項について、制度改正と収納率2点説明がありましたけれど、この件につきまして皆様方からご質問等ありましたらお受けしたいと思っております。

会長

この件についてはよろしいですか。

それでは、次に第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは本日お配りした資料「3.健康課題を解決するための個別の保健事業」をご覧ください。こちらは次期計画となる「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の素案を抜粋した資料となります。

本計画は法令に基づき保険者が6年に1度策定を義務付けられているもので、現在、令和6年度から令和11年度までの6年度間に係る計画を策定しているところです。計画書は医療費などのデータを含み、総ページは140ページ程度になる予定ですが、本日は抜粋して、皆様に次期計画に係る実施事業についてご説明いたします。

現計画である第2期データヘルス計画全体の評価を行った上で、次期計画においてはこちらに記載の11事業の実施を予定しております。現計画から事業名称を変更したものがありますが、現事業をそのまま踏襲した上で、新規事業として表の一番下にあります「前期高齢者の低栄養予防事業」を追加しております。

引き続き、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上に重点を置き、生活習慣病の予防や改善を推進する取組みを行う予定です。

今回ご説明した内容につきましては、今後保健所等との協議により最終調整を行い、完成した計画につきましては、5月に開催を予定しております次回の運営協議会で皆様にご説明いたします。

私の方からは以上でございます。

会長

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について事務局から説明をいただきました。この件についてご質問等ございませんでしょうか。

会長

この件については、次回のところで詳しいものが出てくるということで、本日のところはこれでよろしいでしょうか。それでは、本日課せられました協議事項につきましては、すべて終了させていただくこととなります。

以上をもちまして、令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会したいと思います。皆様方にはお忙しいところいろいろご協議いただきましてありがとうございます。

どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局

会長ありがとうございました。

委員の皆様も活発にご協議いただきありがとうございました。

ここで1点事務連絡をさせていただきます。令和6年度第1回の運営協議会についてですが、まだ予定の段階ではありますが、5月9日木曜日の午後を予定しております。

引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

【令和5年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 14時30分 閉会】